

[パブリック用計画案, 抜粋版]

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと計画期間	3
(1) 上位計画との関係	3
(2) 子ども読書活動推進計画の内包について	3
(3) 計画期間	3
第2章 真庭市立図書館の使命と行動の柱	4
1 使命	4
2 行動の柱	5
柱1 本と出会える場所になる【公共図書館としての存立基盤の整備】	6
柱2 子ども・若者が育つ場所になる 【子どもの学びへの能動的な貢献・子どもの読書活動推進】	8
柱3 地域(まにわ)と出会える場所になる 【地域資源の再評価と新たな価値の創出】	10
柱4 いつでも学べる場所になる【知的探究に応えるコンテンツ戦略】	11
柱5 誰かにつながる場所になる【市民がつながる地域交流拠点創出】	12
3 図書館運営の評価方法	13
第3章 資料編	14
1 第2次図書館みらい計画策定に向けての意見聴取状況	14
(1) 意見聴取状況	14
(2) 意見聴取の内容	15
2 第1次真庭市図書館みらい計画5年間の取組み	20
(1) 運営状況の評価について	20
(2) 5年間のまとめ	23
(3) 新聞掲載など	27

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景

真庭市立図書館は、2021年5月に策定した「真庭市図書館みらい計画(真庭市図書館基本計画・子ども読書活動推進計画)」(以下「図書館みらい計画」という。)に基づき運営してきました。

この計画の策定は、コロナ禍の真ただ中でした。図書館が活発に利用されればされるほど、感染のリスクを高めてしまうのではないかと、との不安を抱えながらのスタートでした。以来、5年、市民とともに対話を重ね、知恵をしぼりながら事業を展開してきました。

まず、中央図書館を中心とした全7館と自動車文庫「ブックるんまにわ」による市内の図書館サービス網を整備し、真庭市立図書館として一体的に運営する基盤を整えてきました。市内の図書館だけでなく、近隣自治体の図書館や岡山県立図書館をはじめ、全国の図書館や国立国会図書館、関係機関等とも連携し、市民の読書や知的探究を支えています(*1)。2023年には、市内26の小中学校すべてに蔵書管理システムを導入し、搬送便を開始しました。これにより、学校図書館から市内全蔵書の検索が可能となり、学校図書館を通じて子どもたちがより多様な図書を利用できるようになりました。さらに、図書館という場のさまざまな使い方や可能性を提案し、市民と一緒に人々の交流や活動の場となるよう努めてきました。

みらい計画に基づいたこれらの実践により、2024年には「Library of the Year2024」優秀賞(*2)を受賞するなど、市の内外から一定の評価を得ています。

図書館みらい計画策定から5年が経過し、2024年度末には真庭市の将来像を示す最上位の計画である「第3次真庭市総合計画(2025-2029)」が策定されました。そこで、図書館でもこの5年間を市民とともに振り返り、次の5年間の図書館運営の指針を定めることにしました。

引き続き、市民の知る自由と学ぶ権利の保障の基盤となる資料の収集と提供(*3)という公共図書館の役割を果たしつつ、地域自治(市民が地域のさまざまな情報を共有し、対話を重ね、地域に必要な取り組みを行っていくこと)を支える拠点となるべく、市民とともに図書館を運営、発展させていくことを目指して、「第2次真庭市図書館みらい計画」(以下「第2次みらい計画」という。)を策定します。

- * 1 図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(図書館法第2条)
- * 2 NPO 法人知的資源イニシアティブが、これからの図書館のあり方を示唆するような先進的な活動を行っている機関に対して授与する賞。
- * 3 図書館は、日本国憲法が掲げる、知る権利、学問の自由および学ぶ権利の保障を、日常的な情報提供を通じて具体化する施設である。また、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」としています。

参考：日本国憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

二 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

二 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

二 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

参考：「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会) 1954年採択 1979年改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

第2章 真庭市立図書館の使命と行動の柱

1 使命

真庭市立図書館は、市民や団体による地域自治の拠点として積極的な役割を果たします。

「市民や団体による地域自治」とは、市民がさまざまな情報を共有し、対話を重ね、必要な資源をもちよることで、地域にかかわる取り組みを行っていくことです。

真庭市立図書館は、市民の知る自由と学ぶ権利の保障の基盤となる資料の収集と提供、多様な企画の実施などを通じて、地域自治の拠点として、その取り組みを支えます。

これは、真庭市がめざす「真庭ライフスタイル（多様な真庭の豊かな生活）」（*4）の実現につながるものです。

*4 「すべての「人」が、安全に安心して暮らせる「まち」で、自分や家族、そして地域を大切に思い、時代や環境に合わせて、地域資源の中から真庭市で生きる価値を見つけること。自分の手で創り上げていく「生き方」、誇りをもって生きていく「考え方」、互いを尊重した「暮らし方」のことであり、今の私たちの生活の中にあるものです。」（真庭市総合計画より）

柱1 本と出会う場所になる

【公共図書館としての存立基盤の整備】

○市民参画・協働

市民の誰もが「図書館があってよかった」と思えるように、市民との対話、協働をつうじたよりよい図書館づくりをめざします。

○「持続可能」な図書館運営

限られた人員と予算という厳しい状況が続く中で、質の高い図書館運営を持続していくための体制をつくっていく必要があります（「縮充」）。

(1) 市民との対話をつうじて、地域自治の拠点としての図書館を育てていきます

① 市民との対話

- ・カウンターやフロアでの日常的なやりとり
- ・「図書館そだて会議」の開催 等

② 有識者を交えて図書館の運営について協議・検証

- ・図書館協議会の開催 等

(2) 持続して図書館を運営できる体制を整えます

① 人材確保のための条件整備

- ・正規司書職員の継続的な確保
- ・社会教育や地域活動のコーディネーションなどの専門職の確保 等

② 図書館職員のスキルアップ

- ・司書の資質向上をめざした体系的な研修の受講
- ・社会の変化に対応した図書館サービスを提供するための研修の受講
- ・日常業務のなかで職員同士が学びあえる環境の整備 等

③ 地域事情や利用実態などに合わせた図書館運営

- ・開館日数や開館時間の見直し 等

(3) 市民が自らの課題に気づき、解決していくための資料や情報を提供します

① 生活や仕事に関わる様々な課題の発見と解決の支援に役立つ選書と情報提供

- ・資料の貸出、レファレンス、図書のテーマ展示、講座等の実施
- ・図書館のサービス内容の周知、発信強化 等

② 市民による市の施策の理解と市政への参加の支援

- ・市主催の講座や催事等での資料・情報の提供
- ・図書館の行政資料コーナーの整備・提供
- ・市職員や議員への資料や情報の提供、レファレンス
- ・市民が市の取り組みを知り、考えるための資料展示
- ・市内の産業や取り組みをSDGsの視点で捉え直す資料収集と企画展示 等

③ 市民の ICT メディアリテラシーの向上の支援

- ・ ICT が苦手な人に向けた情報機器やアプリの使い方、SNS や生成 AI に関する講習会の開催
- ・ 進化し続ける情報化社会への対応や情報格差をなくすような講習会等の開催 等

(4) 地域の中で図書館サービスを展開します

① 自動車文庫の運行

- ・ 巡回先、巡回ルートの見直しなど、利用実態にあわせての運行を継続 等

② 市民の地域拠点や人が集う場所への図書館資料の提供

- ・ 公民館やコミュニティセンター等への団体貸出 等

(5) すべての人に開かれた図書館サービスを構築します (読書バリアフリーの推進)

① アクセシブルな資料 (大活字本、音訳・点訳資料、布絵本など) の提供

② 年齢、性別、障害、民族など多様な背景や経験を持つ人たちが図書館サービスを利用できる環境の整備

- ・ バリアフリー機器の導入検討
- ・ 図書を届ける仕組みや来館しなくても利用できるサービスの検討
- ・ 「LL 版 (やさしくよめる) 利用案内」の作成
- ・ 「やさしい日本語」の活用
- ・ 案内表示は大きく見やすく、色の組み合わせに注意する
- ・ ホームページのアクセシビリティの向上 等

③ 読書バリアフリーについての啓発

- ・ 読書バリアフリーに関する資料や情報の提供
- ・ 読書バリアフリーに関する講座・講演会、上映会等を開催
- ・ 庁内関係部局や市民団体等との連携による情報提供や啓発企画の実施 等

④ 外国ルーツの人たちへのサービス

- ・ 多言語の資料や情報の提供
- ・ 日本語学習に関わる資料の提供
- ・ 庁内関係部局や市民団体等と連携し、現状やニーズを把握 等

柱2 子ども・若者が育つ場所になる

【子どもの学びへの能動的な貢献・子どもの読書活動推進】

○「こどもまんなか」

子どもと本との出会いの可能性を広げ、育ち、学ぶ権利を保障します。
同時に、子どものやってみたいが尊重される、子ども・若者の居場所ともなることをめざします。

○学校図書館支援

学校は子どもたちにとってもっとも身近な本との出会いの場です。
読書センターとしての学校図書館機能をさらに充実させるとともに、授業への学校司書の参画など、学習センター・情報センターとしての機能を高める支援を行い、生涯にわたって読み、調べる基礎を育てます。

(1) 乳幼児親子が本に出会い、親しめる環境を整えます

- ① 乳幼児を連れた人たちが図書館へ出かけてみたくなる工夫
 - ・授乳室、おむつ替えコーナー等の分かりやすい表示
 - ・乳幼児保護者向け図書館利用案内の作成・配布
 - ・保護者向け資料の充実 等
- ② 本や物語との出会いや保護者同士の交流の機会づくり
 - ・図書館員やボランティアによる「おはなし会」の実施
 - ・真庭市愛育委員会による乳児家庭への訪問（ブックスタート事業）への協力
 - ・市主催の母子保健事業を図書館で開催 等
- ③ 保育士や幼稚園教諭を対象とした図書館サービスの充実
 - ・保育士や幼稚園教諭向けの絵本講座実施 等
- ④ 保育園、幼稚園、こども園への自動車文庫の乗り入れや団体貸出

(2) 児童生徒がいつでも読み、調べられる環境を整えます

- ① 学校図書館への支援
 - ・学校司書の授業への参画
 - ・学校と市立図書館間での資料搬送の継続、充実
 - ・学校間での資料搬送の実施
 - ・教員向け資料の収集・貸出
 - ・子どもの発達や個性に応じた多様な資料提供へのサポート 等
- ② 学校司書による学校図書館運営スキルの向上
 - ・学校司書の資質向上のための研修機会の充実
 - ・連絡会や授業見学等、学校司書同士が互いに学び合う機会の充実 等
- ③ 放課後児童クラブ等への、自動車文庫の乗り入れや団体貸出の充実

(3) ユース世代が、図書館でいろいろな本や人に出会う機会をつくれます

- ① ユースの興味・関心に応える資料・情報の提供
 - ・中高生へのヒアリングをもとにティーンズコーナーの資料の見直し
 - ・学習に役立つ資料の充実
- ② ユースが過ごしやすい環境づくり
 - ・学習スペースや休憩スペースの充実 等
- ③ 中学、高校、大学、ユースセンターなどと連携した企画の開催
 - ・職場体験の受け入れ
 - ・中学や高校の図書委員による市立図書館での図書展示
 - ・ユースの「やってみたい」を実現する取組みの実施 等
- ④ ユースに関わる専門職（ユースワーカーなど）との協働
 - ・図書館での進路相談会の実施 等

(4) 子どもが安心して居られる場所になります

- ① 一人でも、友だちとでも安心して過ごせる環境の整備
 - ・子どもたちを見守る人の確保 等
- ② 子どもの成長と興味にあわせた、多様なジャンルの資料を収集・提供
- ③ 子どもの意見を聞きながら、「やってみたい」を実現する取組みの実施
 - ・子ども発案のイベントを子どもと一緒に企画・実施 等

柱3 地域（まにわ）と出会う場所になる

【地域資源の再評価と新たな価値の創出】

○市民と創る

市民が持つ地域に関する記憶、知恵、文化を、市民とともにたのしみながら記録・蓄積・発信していきます。

(1) 地域の人たちと一緒に地域の文化・歴史・くらしを再発見し、あらたな価値を創ります

① 地域の人たちに話を聞いて記録、発信していく

ex.「まにわ図書館ラジオ」の展開

※図書館に集うさまざまな人に話をうかがい、真庭を再発見するラジオ番組。真庭にまつわる話やお気に入りの本の話など、まちや本にまつわるおしゃべりを繰り広げる。当日の生放送は図書館内のみ。後日、図書館ホームページでアーカイブ放送あり。

② 地域の歌や踊りを記録し、伝えていく

ex.「真庭校歌研究室」の継続

※市民と一緒に、市民からの情報提供により、真庭市内にある（あった）学校情報の収集と整理、校歌の音源、作詞者、作曲者、エピソードなど（以下、「校歌情報」とします）を図書館の地域資料として収集するもの。収集した効果情報は図書館ホームページで発信している。

③ 地域の人たちが作った資料を保存し、誰でも見ることができるようしていく

ex.「ジモスタブックス」の充実

※地元（ジモト）の方々が、地元（ジモト）のことを調べて発行された資料を収集し、図書館ホームページでも読めるようにしている取り組み。

④ 郷土資料の図書館への寄贈の呼びかけ

⑤ 収集・保存した資料を活用して真庭の魅力を発信する

・地元の多彩な産業や商業、伝統工芸の魅力を再発見、発信するイベントや企画の開催

(2) 劣化が進む郷土資料のデジタル化を進めます

① 図書館が所蔵する紙の郷土資料をデジタル化、保存、活用する環境を整える

- ・デジタル化の基準や作業方法を示したマニュアルを作成
- ・継続して実施していける体制の検討 等

柱4 いつでも学べる場所になる

【知的探究に応えるコンテンツ戦略】

○知る・学ぶ機会の共創

学びを支える基盤を整備し、情報へのアクセスを容易にするとともに、さまざまな機関との連携により、多様な学びの機会を創出します。

(1) 誰もが学びやすい環境を整えます

① 市民の「知りたい・調べたい」に応じたサービス

- ・資料の探索、探索方法の案内、関連・専門機関の紹介など調べもののサポート（レファレンス）
- ・真庭市内のほか、他自治体図書館や国立国会図書館等からの資料取寄せ
- ・暮らしに役立つ情報、時事的・社会的な内容など多様なテーマでの関連図書展示
- ・市民が互いに教えあい、学びあう機会をつくる 等

② 全図書館での Free wi-fi 環境の維持

③ 関連部局と連携し、学びのスペース充実を検討

(2) いろいろな団体や組織等と連携して市民の学ぶ機会を増やします

① 大学や美術館・博物館等社会教育機関等との連携企画を開催

ex.「ライブラリーそもそもトーク」

※さまざまな分野の専門家や研究者を招いて開催する講演企画。

- ・放送大学との連携講座の実施
- ・蒜山郷土博物館や津黒いきものふれあいの里などとの連携企画 等

柱5 誰かにつながる場所になる

【市民がつながる地域交流拠点創出】

○社会的包摂

年齢、性別、障害、民族など多様な背景や経験を持つ人々にとっての居場所ともなり、出会い、交流し、関係を育むことができる場になります。

○「人口×活動量」

市民の「やってみたい」に応える場であることをめざします。

(1) 市民の「やってみたい」に応えます

① 市民の発案によるイベントやプログラムの開催支援

ex.「勝山もちより盆踊り」

※市民有志とともにコロナ禍で休止していた勝山地区の盆踊りを復活させた取り組み。

② 社会教育や地域活動のコーディネーションの専門性を持ったスタッフの確保

・ミッション型地域おこし協力隊の募集

(2) 用事がなくても気軽に「行ってみよう」と思われる図書館になります

① 思いがけない本との出会いを創出

・多様なテーマでの図書展示

・イベントや企画にあわせた関連図書の展示

② 居心地のよい環境の整備

・館内レイアウトの工夫（分かりやすい棚見出し、椅子や机、観葉植物やこたつの設置等）

・BGM等快適な音環境の工夫

・利用者が目的に合わせて過ごせるようなゾーニング（静かに利用できるエリアと会話や活動ができるエリア等）

③ 利用者と図書館職員との日常的なコミュニケーションを大切にする

(3) 人が集うところへ出向き、図書を通じた交流の場をつくります

① 市民が集まる地域のイベント等への参加

・イベント等への自動車文庫の出動

・講演会会場等へ出向いての関連図書の展示と貸出 等

(4) 多様な背景や経験を持つ人々が交流できる場になります

① 市民が日常生活の中で関わるのが少ない、年齢、性別、障害、民族など多様な背景や経験を持つ人々と出会い、互いを理解しあえる場をつくる

ex.「ないまぜマルシェ」への協力

※障害のある人もない人も一緒にたのしめるマルシェやワークショップイベント。

・多様な文化や芸術・芸能等を紹介する企画、体験できる企画の実施

・さまざまな国や文化をテーマとした映画の上映

・多世代が交流できるような企画（昔あそびや昔話の語りなど）の実施 等

3 図書館運営の評価方法

真庭市立図書館では、本計画に沿った図書館の活動を次の4つの指標により評価していきます。

(1) 図書館があつてよかったと思う市民の割合

真庭市立図書館が使命とする「地域自治の拠点」としての役割を果たしている状態とは、市民が直接図書館を利用するという場面だけでなく、図書館と多様な関りを持ち、それをよいと感じていることを意味します。

「離れて一人で暮らす親が図書館へ行くことを日課にしている」「市外に住む知人に真庭市の図書館はすごいねと言われた」など、一人でも多くの市民に、さまざまな理由で、「真庭市に図書館があつてよかった」と思ってもらうことをめざします。

調査方法＝毎年度アンケート調査を実施。

回答者数のうち図書館があつてよかったと思う市民の割合を算出

(2) 市民や団体との事業の内容、開催数と参加人数

市民との対話を重ね、「やってみたい」に応じていく図書館となっているかを知るために、市民、団体とともに企画・実施した事業の内容や開催数、参加人数を確認していきます。

(3) 実貸出利用率

真庭市民のうち、一年間に一度でも図書館資料を借りた人の割合を示す数字です。「図書館みらい計画」では、5年間で平均10.9%でした。

次の5年間は、この数値を目安として市民の図書館利用状況を確認しつつ、図書館運営の改善に役立てます。

(4) 市民による評価点と課題

先に挙げた3つの指標は、図書館の活動を定量的に測るものです。このほかに、図書館の様々な活動によって地域や市民にどのような変化が表れたのかを知り、業務の改善や新たな活動につなげていくことが大切です。

そこで、アンケート調査や図書館協議会での意見聴取、「図書館そだて会議」を最低年に1回開催することで、市民と図書館が対話を重ね、各館の評価点と課題を挙げることで定性的な評価を行い、市民とともに図書館の運営状況を点検していくこととします。